



本橋ち 広報

選挙特集号

発行/東京都足立区 千120 足立区千住一丁目4-18 ☎(882) 1111 編集/企画部広報課

東京都議会議員選挙

午前7時～午後6時

投票日

7月



弘道第一小学校 小林絹子さん (昭和59年度明るい選挙啓発ポスターコンクール足立区入選作品)

任期満了に伴う東京都議会議員選挙が7月7日(日)に行われます。

今回の選挙は東京都全域で行われ、私達足立区民にとっても「都政」に参加する身近で大切な選挙です。

また今年は国民参政50周年、普通選挙60周年完全普通(男女平等)選挙40周年にもあたり、いま一度選挙権の重要性を再認識し、私達の代表者をしてできるだけ多くの有権者の参加で選びたいものです。

足立区の都議会議員定数は5人。都全体で177人です。

投票日に投票所へ行けない方には、不在者投票制度もあります。大切な一票を棄権することなく、忘れずに投票しましょう。

最近、転入された方は…

昭和60年3月27日までに足立区に転入し、転入届を済ませた方は、足立区で投票できます。

昭和60年3月28日以降に転入届をした方は、選挙人名簿に登録されるために必要な住所要件(基準日(6月27日)までに3ヵ月以上住んでいること)が満たされませんので、足立区で投票することはできません。

足立区で投票できる方…

今回の選挙で、足立区で投票できる方は、日本国民で年齢満20歳以上(昭和40年7月8日以前に生まれた方)であり、足立区の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙人名簿に登録されるには、足立区に住みはじめてから基準日(6月27日)までに3ヵ月以上たっていない必要があります。

最近、転入された方は…

昭和60年3月27日までに足立区に転入し、転入届を済ませた方は、足立区で投票できます。

昭和60年3月28日以降に転入届をした方は、選挙人名簿に登録されるために必要な住所要件(基準日(6月27日)までに3ヵ月以上住んでいること)が満たされませんので、足立区で投票することはできません。

足立区内で転居された方は…

選挙人名簿に登録されている方で、昭和60年6月6日までに転居の届出をした方は、新住所地の投票所で投票できますが、昭和60年6月7日以降に転居の届出をした方は、旧住所地の投票所で投票することになります。

足立区から転出される方は…

昭和60年3月7日以降、足立区から都内に限り転出する方(ただし、区市町村単位1回の移動に限ります)で、投票日まで足立区の選挙人名簿に登録されている方は、1回登録されると転出しても4ヵ月間は、そのまま登録されています。足立区で投票できます。

この場合、引き続き都内に住んでいることの証明書(新

ただし、東京都内の区市町村から転入の方は、前住所地で選挙人名簿に登録があれば、前住所地で投票できます。

その際は、足立区の出張所で申請により無料交付される「住民票の写し(選挙用)」を持って前住所地の投票所で投票してください。

選挙公報は新聞折込み

東京都議会議員選挙の選挙公報は、新聞折込みでお届けします。

折込み日 7月5日頃の各紙朝刊(朝日、サンケイ、東京日経) 毎日、読売の各新聞(です)。

※これらの新聞を購読されている世帯の方については各出張所などの区の施設をばじめ区内の国鉄、私鉄の各駅など15ヵ所に選挙公報スタンドを設置しますのでご利用ください。

投票所変更のお知らせ

今回の選挙から次の地域にお住まいの方は、投票所が変わります。お間違いないようご注意ください。

該当地域 舎人6丁目、入谷3・4・6丁目、入谷新投所、入谷中学校所在地、入谷3丁目6番1号

(投票所の名称変更)

関原保育園が関原不動に変更です。場所は今までと同じです。

入場整理券

ご自分のものを切りはなしてお持ちください。

入場整理券は、世帯ごとに2名まで連記できるハガキでお送りします。つまり、1枚のハガキに2名分の入場整理券が印刷されているわけです。例えば、有権者が3名の世帯には、ハガキは2枚(1枚

入場整理券が、万一届かなかったり、紛失したりしても選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。投票日当日、投票所の「庶務・調査係」へ申し出てください。

入場整理券の準備は、世帯ごとに2名まで連記できるハガキでお送りします。つまり、1枚のハガキに2名分の入場整理券が印刷されているわけです。例えば、有権者が3名の世帯には、ハガキは2枚(1枚

入場整理券が、万一届かなかったり、紛失したりしても選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。投票日当日、投票所の「庶務・調査係」へ申し出てください。

入場整理券の準備は、世帯ごとに2名まで連記できるハガキでお送りします。つまり、1枚のハガキに2名分の入場整理券が印刷されているわけです。例えば、有権者が3名の世帯には、ハガキは2枚(1枚

足立区で投票できますか?

```

    graph TD
      A[日本国民] --> B[年齢満20歳以上  
昭和40年7月8日までに  
生まれた方]
      A --> C[足立区から都外へ転出  
昭和60年3月7日以降  
一度の移動に限る]
      B --> D[足立区に居住  
(転入の場合も含む)  
昭和60年3月27日までに  
足立区に住民票編出がある]
      C --> E[選挙日の投票人名簿に登録  
のある人]
      D --> F[あなたは足立区で投票できます]
      E --> F
  
```



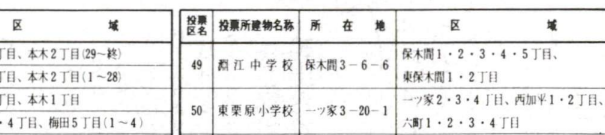

第五中学校 鹿島美枝さん

郵便投票の方法
投票には、郵便投票証明書が必要で、郵便投票証明書をお持ちの方は、7月3日までに投票用紙を請求してください。まだお持ちでない方は、お早めに選挙管理委員会までご連絡ください。

点字投票と点字投票の方法
身体に障害がある、または文盲(字の読み書きができない)のために、投票用紙に候補者の氏名を自ら書くことができない方は、代理投票ができます。また、盲人の方は、点字投票をすることができ、代理投票の方法は、投票所で行うことができます。

点字投票の方法
投票所で点字投票をする旨を投票事務従事者に申し立ててください。投票管理者から点字投票用の投票用紙が渡され投票できます。また、投票所には車椅子が準備してあります。身体の不自由な方はご利用ください。投票所の係員が介添をします。

投票のしかた



- ① 入場整理券を名簿と照合し本人であることを確認します。
 - ② 入場整理券と引き換えに投票用紙を渡します。
 - ③ 投票用紙に1名候補者の氏名を記入します。
 - ④ 投票用紙を投票箱へ入れます。
- ※ 入場整理券の再発行、車いすの使用、点字投票等の場合、庶務・調査係までお申し出ください。

あなたの投票所を確かめましょう＝投票区域一覧

投票区名	投票所建物名称	所在地	区	域
1	千寿第8小学校	千住製薬町16-1	千住製薬町、千住東1丁目	
2	藤原小学校	藤原2-49-1	藤原1・2丁目	
3	第16中学校	千住旭町38-1	日ノ出町、千住旭町(24-終)	
4	千寿第4小学校	千住旭町10-31	千住旭町(1-23)、千住東2丁目	
5	千寿第1小学校	千住3-30	千住3・4・5丁目	
6	千寿小学校	千住1-25-1	千住1・2丁目、千住仲町	
7	第1中学校	千住河原町4-7	千住河原町、千住河原町	
8	千寿第2小学校	千住宮元町6-1	千住宮元町、千住緑町1・2・3丁目	
9	千寿第6小学校	千住龍田町9-1	千住龍田町、千住中居町	
10	千寿第3小学校	千住大川町17-1	千住大川町、千住寿町	
11	柳町会館	千住柳町11-4	千住柳町	
12	第3中学校	千住元町18-17	千住元町、千住桜木1・2丁目	
13	宮城小学校	宮城1-27-25	小台1・2丁目、宮城1・2丁目	
14	新田小学校	新田2-30-1	新田1・2・3丁目	
15	江北小学校	江北3-50-1	壱之内1・2丁目、橋1丁目、江北2・3丁目	
16	高野小学校	江北5-4-1	江北4・5丁目	
17	福小学校	福2-30-1	江北1丁目、福2丁目、福3丁目(1-17)	
18	寺地小学校	福1-7-1	福1丁目	
19	本木小学校	本木北町7-1	本木東・南・西・北町	
20	興野公民館	興野1-2丁目	興野1・2丁目	
21	西新井小学校	西新井本町4-9-27	西新井本町4・5丁目、西新井栄町1丁目(19の8)(20-22の4)(22の13)、西新井栄町3丁目(1-2)(3の1-3の5)(3の11)(4の1-4の6)(4の16)(5の1)(5の3-5の17)(5の19-5の36)(6の2-6の5)	
22	第5中学校	西新井本町2-3-1	西新井本町1・2・3丁目、福3丁目(18-終)(10の2-10の15)(11-13)05-18(19の15)(22の6-22の12)、西新井栄町2丁目、西新井栄町3丁目(3の6-3の10)(4の8-4の15)(5の18)(6の1)(6の7-6の12)(7-終)、東原3・4丁目	
23	東原小学校	2-10-18		
24	関原小学校	関原3-38-3	関原3丁目、本木2丁目(29-終)	
25	関原不動	関原2-22-10	関原2丁目、本木2丁目(1-28)	
26	本木東小学校	本木1-14-15	関原1丁目、本木1丁目	
27	梅島第2小学校	梅島3-27-4	梅島3・4丁目、梅島5丁目(1-4)	
28	第9中学校	梅島6-32-1	梅島2丁目、梅島5丁目(5-終)、梅島6丁目、西新井栄町1丁目(10の1-10の11)(5の6)(7の1-7の7)(7の18-7の19)(8の10の1)(10の16)(14)	
29	梅島小学校	梅島7-35-1	梅島7・8丁目、梅島1丁目	
30	梅島第1小学校	梅島3-37-4	梅島2・3丁目	
31	栗島小学校	青井6-13-10	青井1・4・5・6丁目、中央本町4・5丁目	
32	弥生小学校	中央本町2-5-1	中央本町1・2・3丁目	
33	千寿第5小学校	足立1-13-10	足立1・4丁目、梅田1丁目	
34	五反野小学校	足立3-11-5	足立2・3丁目	
35	弘道小学校	西練馬4-7-27	西練馬1・2・3・4丁目	
36	第11中学校	弘道1-38-15	青井2丁目、弘道1丁目、弘道2丁目(1-15)	
37	東加平小学校	加平1-12-12	加平1・2・3丁目、練馬6・7丁目、谷中1・2・3・4・5丁目	
38	東練馬中学校	練馬3-23-14	練馬3丁目(17-終)、練馬4・5丁目、東練馬1丁目	
39	練馬小学校	練馬3-12-15	練馬1・2丁目、練馬3丁目(1-16)	
40	北三谷小学校	東和1-17-12	東和1・2丁目、東練馬2丁目	
41	東葛江小学校	東和3-20-11	東和3・4・5丁目、東練馬3丁目	
42	長門小学校	中川1-19-32	中川1・2丁目	
43	大谷田小学校	中川4-41-27	中川3・4・5丁目	
44	中川小学校	大谷田3-17-20	大谷田1・2・3・4・5丁目	
45	第13中学校	神明南1-16-1	辰原1・2丁目、神明1・2・3丁目、神明南1・2丁目、北加平町	
46	花畑小学校	南花畑3-22-1	南花畑1・2丁目	
47	花畑中学校	花畑1-31-1	花畑1・2丁目、南花畑4・5丁目	
48	花畑西小学校	花畑4-21-1	花畑3・4・5丁目	
49	新江中学校	保木間3-6-6	保木間1・2・3・4・5丁目、東保木間1・2丁目	
50	東東原小学校	一ツ家3-20-1	一ツ家2・3・4丁目、西加平1・2丁目、六町1・2・3・4丁目	
51	島根小学校	島根3-28-11	東原1・2丁目、島根1・2・3・4丁目	
52	保木間小学校	竹の塚3-6-3	六月1丁目、竹の塚3丁目	
53	竹の塚小学校	竹の塚1-8-1	六月2・3丁目、竹の塚1・2丁目	
54	新江小学校	西保木間1-10-3	西保木間1丁目、竹の塚4・5・6丁目	
55	新江第2小学校	西保木間4-2-1	西保木間2・3・4丁目、竹の塚7丁目	
56	第14中学校	伊興町大地1591	伊興町(前沼、見通、大境)	
57	伊興小学校	伊興町本町3477	伊興町本町、西伊興町(16-40)、古千谷1丁目、古千谷2丁目(1-4)	
58	西新井第2小学校	西新井4-34-1	西新井2・3・4丁目、西伊興町(41-終)、伊興町諏訪木	
59	西新井第1小学校	西新井6-21-3	西新井1・5・6・7丁目	
60	鹿浜小学校	鹿浜4-20-22	鹿浜4丁目、江北6・7丁目、橋2丁目	
61	鹿浜西小学校	鹿浜2-24-1	鹿浜1・2・3・5丁目	
62	鹿浜第1小学校	谷在家2-24-1	谷在家1・2・3丁目、加賀1・2丁目、船形1・2・3丁目、鹿浜6・7・8丁目	
63	舎人小学校	舎人町224	舎人1・2・3・4・5丁目、舎人町、入谷町、古千谷2丁目(5-終)、古千谷3・4・5丁目、古千谷町	
64	青井小学校	青井3-12-2	青井3丁目、弘道2丁目(16-終)	
65	花畑小学校	花畑6-4-6	花畑6・7・8丁目	
66	中川北小学校	六木1-6-10	佐野1・2丁目、六木1・2・3・4丁目	
67	東伊興小学校	東伊興町17	東伊興町、伊興町(谷下、白樺、五蔵、狭間)西伊興町(1-15)	
68	平野小学校	平野3-6-3	平野1・2・3丁目、東六月町、保塚町、一ツ家1丁目	
69	入谷中学校	入谷3-6-1	舎人6丁目、入谷3・4・6・9丁目	

投票日は、原則として本人が投票日に投票所で行うものですが、次のような理由で、当日投票所へ行けない場合は、不在者投票ができます。

不在者投票
投票は、原則として本人が投票日に投票所で行うものですが、次のような理由で、当日投票所へ行けない場合は、不在者投票ができます。

投票日、投票所の区域外で職務や業務に従事する方
投票日に、やむを得ない用務で区外へ旅行中、滞在中の方
病氣、妊娠、身体の障害などのため、投票日当日に歩くことが困難な方
足立区から都内へ転出した方で、足立区に投票資格のある方
不在者投票の方法
印かんとう入場整理券(届いている場合)を持参してください。

受付期間 6月28日(金)7月6日(土) 土曜日の午後、日曜日も受けつけています
受付時間 午前8時30分～午後5時
受付場所 足立区選挙管理委員会(区役所3階)
不在者投票指定病院
病院、老人ホームなどに入院している方、その施設が不在者投票の指

不在者投票の指定病院(老人ホーム)

施設名称	所在地
梅田病院	足立区梅田7-1-2
綾瀬病院	綾瀬6-3-1
足立民衆病院	千住東1-20-12
市原病院	足立1-19-2
勝楽堂病院	千住柳町5-1
佐々木病院	梅田7-23-17
尾竹橋病院	千住桜木2-11-8
西新井病院	西新井本町5-7-14
足立田園病院	舎人2-17-14
アヤマ病院	西新井本町2-23-1
博慈会記念病院	鹿浜5-11-1
内田病院	千住2-39
井上病院	竹の塚5-12-11
敬仁病院	新田2-16-13
柳原病院	柳原1-27-5
老人病研究所相模病院	鹿浜5-13-7
西川病院	東和2-16-3
等潤病院	一ツ家4-3-3-4
水野病院	西新井6-32-10
友愛病院	花畑4-33-8
井口整形外科病院	千住2-19
足立老人ホーム	花畑4-39-10
足立新生苑	花畑4-39-10
足立区しまね園	島根2-24-2

身体が不自由な方で、次の事由に該当する方は郵便による不在者投票ができます。
身体障害者手帳をもち、両下肢、体幹の障害程度が一級または二級の方、および心臓、じん臓、呼吸器の障害程度が一級または二級の方
戦傷病者手帳をもち、障害の程度が前記に準じる方。

郵便(在宅)投票
身体が不自由な方で、次の事由に該当する方は郵便による不在者投票ができます。
身体障害者手帳をもち、両下肢、体幹の障害程度が一級または二級の方、および心臓、じん臓、呼吸器の障害程度が一級または二級の方
戦傷病者手帳をもち、障害の程度が前記に準じる方。

代理投票の方法
代理投票をする方は、投票所で行う投票事務従事者に代理投票をする旨を申し立ててください。代理投票該当者と認められますとその場で代理投票ができます。

公職選挙法の改正
今回の選挙では、前回(昭和56年7月)の選挙とくらべ、主に次の点が変わりました。
立候補届出期間 告示日(6月28日)当日のみ
選挙運動期間 7日間(立候補届出後、速呼等)の時間
街頭演説・速呼等(7月6日)午前8時～午後8時まで。

◎選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会へ。 ☎(882)1111(代)